

一 元禄七年九月、同八年二月

(表紙欠損)

戊九月廿六日

一 船寄村御勘定所をゐて諸役人様御寄合被成、舟寄村善右衛門・東長田村喜左衛門・後山村茂右衛門・下兵庫村武兵衛・布目村彦兵衛、其外舟寄村魚屋惣右衛門・前谷村次郎左衛門めし寄られ岡本弥市右衛門様被仰渡、今度御検見之節有増御覧被為遊候処、与頭中村割悪敷支配高二も不同有之二付而、前谷村次郎左衛門与頭被仰付候、則村付老枚宛御渡し被成候条、此内若手寄悪敷所又ハ間申所候ハ、重而可被申上由、次ニ当舟寄之義御陣屋付被成旨何れもへ被仰渡候

付り、村付老紙物ハ

兵庫村武兵衛組

一 高壱万八百五拾壱石八〇九合

此村数

下兵庫村

徳分田村

下新庄村

河和田村茂右衛門へ渡

東村

嶋村

上新庄村

定旨村

蔵垣内村

西村

大味村蛸渡共

ノ拾壱ヶ村

戊九月

長田喜左衛門組

一 高壱万四百六拾三石四斗貳升九合

此村数

東長田村

鷺塚村

大針村

福嶋村

長畑村

田嶋村

ノ拾壱ヶ村

戊九月

後山村茂右衛門組

一 高壱万七百九拾五石六斗四升九合

此村数

後山村

里竹田村

御油田村

北疋田村

清滝村

河上村

玄女村

南疋田村

次郎丸村

鎌谷村

西長田村

随王寺村

冲布目村

若宮村

宮領村

櫛村
御簾尾村

清間村
伊井村

河原井田村^(手)
上関村

下関村二郎左衛門へ渡ル

✂ 拾七ヶ村

戌九月

布目彦兵衛組

一高壱万七百貳拾五石七斗七升壱合

此村数

布目村
安嶋浦

崎浦
藤沢村武兵衛二渡

河間村<sup>武兵衛二渡
宮前共</sup>

池上村
牛山村

船津村
加戸村

西谷村
水居村

十楽村
田中々村

番田村
重義村

✂ 拾六ヶ村

戌九月

船寄村善右衛門組

一高壱万三百四拾貳石九斗貳升

此村数

北横地村
高瀬村

四ッ柳村
四郎丸村

中筋村
正蓮花村為国・境共二

東太郎丸村
西太郎丸村

本堂村
松木村

田端村
千歩寺村

金剛寺村

✂ 拾三ヶ村

一高貳千四百四拾三石六斗三升

御陣屋附船寄村

戌九月

前谷村次郎左衛門組

一高九千四百八拾四石八斗五合

此村数

前谷村
北村

北野村
中川村

笹岡村
田中村

矢地村
菅野村

高塚村
山室村

宮谷村
青野木村

西方寺村
柿原
十楽村

清王村
赤尾村

横垣村

此四ヶ村彦兵衛渡ル

井江葭村

国影村

谷畠村

東善寺村

馬場村

新用村

轟木村

ノ 式拾四ヶ村

戌九月

ノ 右之通面々与下村々組切沓紙御書付請取退出仕候

同廿七日

ノ (五味豊法・舟寄代官)
一 五味小左衛門様江組頭被仰付候付、御目見得并諸役衆江御礼

同廿八日

ノ 一 野沢吉左衛門様御下役長嶋専右衛門殿伊豆国へ御発足、舟寄村は
つれ迄御見送り

同廿九日

一 戌ノ年鳥獵場運上□^(銀)

一 銀貳分

前谷村

一 銀四分

北村

一 銀四分

北野村

一 銀壹匁

中川村

一 銀八分

田中村

一 銀壹匁五分

笹岡村

一 銀壹匁五分

矢地村

一 銀壹匁貳分

菅野村

一 銀五分

西方寺村

一 銀壹匁五分

十楽村

一 銀七分

清王村

一 銀六匁

谷畠村

一 銀三匁

馬場村

一 銀三匁

新用村

一 銀貳匁

青野木村

一 銀壹匁

高塚村

一 銀貳匁

山室村

一 銀壹匁九分

赤尾村

一 銀九分

横垣村

一 銀四匁七分

井江葭村

一 銀五匁

国影村

ノ 三拾九匁貳分

右者戌年鳥獵場御運上銀入札仕候様ニと被仰付候二付、村々吟味仕候へ共入札仕者無御座候、就夫去酉ノ年之通書付指上候、被仰

付可被下候、以上

戌九月

坂井郡前谷村与頭

次郎左衛門 印

右之通坂井郡不残横帳壹冊二仕、壹組切二小以ノ仕、文言右之趣
二而六人之与頭連判二而帳面指上候

戌年鳥獵場御運上銀

一銀貳分	前谷村	一銀貳分	北村
一銀貳分	北野村	一銀壹匁	中川村
一銀八分	田中村	一銀壹匁	笹岡村
一銀壹匁	矢地村	一銀壹匁	菅野村
一銀貳分	西方寺	一銀壹匁	十楽村
一銀五分	清王村	一銀三匁	谷畠村
一銀壹匁五分	馬場村	一銀壹匁五分	新用村
一銀壹匁	青野木	一銀七分	高つか村
一銀壹匁三分	山室村	一銀壹匁	あかを
一銀五分	横かき	一銀三匁	いへよし
一銀三匁四分	国かけ		

ノ貳拾四匁

右者戌年鳥獵場御運上入札被仰付候二付、村々吟味仕候へ共入札
仕者無御座候、就夫去酉年御運上銀積を以村請仕度候、被仰付可
被下候、以上

戌九月

坂井郡前谷村与頭

次郎左衛門 印

右ハ獵場請申者無御座候間、跡々御運上銀少御へらし被下候様ニ

と岡本武左衛門様へ申上候へハ、先書付を上ケ候様ニと被仰付候
故右貳拾四匁之ノ斗書候而、郡中壹紙立目錄二而、文言右之趣ニ
而六人之与頭連判二而指上ル、村々小訳ハ我等心あての通為覺之
書付置候、公儀へハ小訳ハ書上ケ不申候

十月大一日

一船寄村の直ニ金津へ参、長臣衆木村徳左衛門殿へ与頭被仰付候段
申上候、大文字屋へも右同断

一九月廿六日の十月朔日迄舟寄わたや七兵衛所ニ上下式人罷有候、
買物代金之内金壹分七兵衛ニ相渡り、重而指引可仕筈

同二日

一 一匁西迄御免状八通	前谷村
一同断	新用村
一同断	青野村
一同断	矢地村
一同断	清王村
一同断	北野村
一同断	東善寺村
一同断	西方寺村
一同断	谷畠村
一同断	馬場村

一同断

北村

一同断

中川村

一同断

十楽村

一同断

田中村

一同断

笹岡村

一同断

菅野村

内辰ノ年御免状持失申由、菅野村久右衛門手形有
十右衛門与

一未〆西迄御免状三通

同村半右衛門与

右拾六ヶ村分後山村茂右衛門〆請取

一長田村喜左衛門・大牧村三太夫御侘言ニ金津参、夫〆下番へ参、

大連御切米・山竹田村藤杭代跡々請取申次第書付判形を取、^(下)兵

庫村武兵衛承ニ付下兵庫へ遣ス

一菅野半右衛門与庄屋かハリ之書付請取

同三日

一戌年鳥獵場御運上村々証文取候事

一江料米池料御改之事

一新納金之事

右之義配符遣し候

一轟木村庄屋助右衛門、長百生長右衛門・弥兵衛、跡々屋役ハ拾五

軒

一北疋田村宗円出入嚙ニ後山へ参、泊り、四日之朝帰

同四日

江料米之覚

一米八斗五合(印)

東善寺村 甚右衛門(印)

一米七斗壹合壹勺(印)

馬場村 庄右衛門(印)

一米五斗九合六勺(印)

新用村 弥五兵衛(印)

一米壹石壹斗四合(印)

谷畠村 平兵衛(印)

一米八斗貳升八勺

轟木村 助右衛門

右者自先年江料米每年被下候ニ付書上申候

一金拾五両貳分銀壹匁八分 笹岡村

酉年残未進

一金壹両銀拾匁

東善寺村

酉年残未進

一戌年鳥獵場御運上銀之村々判形取

一菅野村半右衛門跡庄屋之事長百姓中へ申渡ス

一酉未進金・当年貢金早々上納仕候様ニと^(岡本)弥市右衛門様・武左衛門^(加藤)

様〆御配符被遣手前ニ有、但後山へも御配符参候を早速櫛迄遣ス

一御条目布目〆村次ニ而持参

覚

一従先規御定之御条目堅相守之、并向後被仰出御法度之趣慥ニ奉承

知聊以不可相背、就中切死丹宗門為御禁制之間、能々可致穿鑿之、

且又例年被上ヶ候五人組帳前書大切ニ可相守之、毎年正月・七月

年中兩度宛庄屋方へ百姓不残呼寄読聞せ、少も不相背様ニいたすへし、勿論御年貢所当無油断急度上納可仕事

一忠孝之儀專一たるへし、親兄弟ニ睦敷、縦雖為他人無慈悲之仕形仕間敷、若不孝之者亦者兄弟親類ニ対し放埒成義致候もの有之ハ、五人与之者共異見をいたし不用者ハ可申出之、重罪たるの間急度可申付之、并妻子召使ニ非分無之様ニ相心得、常僉約を相守、百姓不似合奢を不致、家作・衣類・食物等迄能々心を付、身躰費無之様ニ家業可相勤事

附、往還之義ハ勿論在々ニ而も旅行之者急病人有之は随分養生いたし、本腹次第先へ可遣之、若一兩日も為養生之滞留いたし候ハ、早々其訳役人迄可訴来、惣而無慈悲成仕形いたすへからざる事

一耕作をも不仕、何之かせきをいたし候も不知もの、村中ニ一切不可指置、自然村所生之百姓ニ左様之者出来候ハ、庄屋長百姓遂詮議、役人へ相断可受指図事

附、旅人ニ一夜成共宿かすへからず、并慥ならざるもの村中ニ指置へからず、自然隱置脇より相聞ニをゐてハ、庄屋長百姓可為曲事

一御林有之村者大切ニ相守之木枝ニ而も不可伐取、若他村へ猥ニ入木枝成共於切取者、山守又者山本之村之者共早々可訴之、見のかしニ致候ハ、伐取候ものと同罪たるへし、自然野火有之は、山本の村ハ不及申近村之もの早々かけて、御林へ火之不入様ニ情を出

シ可消之、遠所之村たりといふとも野火ほこり候ハ、見付聞付次第庄屋長百姓村之者共召連かけ、早速鎮り候様ニ可出情を、若見のかし聞のかしニ致置候ハ、遠近不構後日ニ僉議之上急度可申付事

一常々火之用心不可致油断、就中御年貢米手前有之時分、火之元別而可入念、或者風烈時分ハ夜中廻り番仲間ニ而申合、若火無沙汰ニ相見候者ニハ急度相改之、自然火事出来候ハ、近所へ早速かけて情を入可消之、近所ニ而不出合もの有之は詮儀之上急度可申付之、不及申ニ火本之ものは可為曲事

附、願人・はちひらき・非人・乞食恠敷もの一切村へ不可入事一博奕・賭諸勝負堅可為停止、若相背者有之者縦同類たりいふ共可申出、其科を免し負候品々取かへし遣之、本人之義は急度曲事ニ可申付之、并博奕之宿いたすもの有之は、五人組之者ひそかに役人方へ可訴之、縦同類たりといふとも其科をゆるし褒美可申付、若隱置脇あらハれ候ハ、五人組迄同罪たるへき事

一惣而公事之義其村之費たるの間、物每致堪忍爭論不致様ニ可相嗜、若無理非道之族有之は、其村之庄屋長百姓者不及申ニ、他村之庄屋長百姓致相談事をしつむへし、其上内証ニ而相済かたき義は申出へし、自然悪敷致異見公事をいたさせ候もの有之は、穿鑿之上急度曲事ニ可申付之事

附り、他村之義ハ不及申、一村之中ニ而も人の林へ入木枝ニ而も伐取申間敷事

一海辺之村々者公儀御高札之面急度可相守之、御城米其外公儀御荷物之義ハ不及申、諸大名方之荷物又者商人荷物積候何方之船たりといふとも、若遭難風之節者助船早速出シ、可成程情出し破損失脚無之様ニ可致、見のかしニいたし候ハ、可為曲事、万一破船致候ハ、捨荷物・残荷物之説明白ニ仕浦状可出之、自然私欲を構不埒ニ候ハ、後日ニ雖相聞勿論其咎不可遁事

一手代役人并家中之者下々ニ至迄、百姓ニ対し非義ハ不及申ニ、少成共障り成候仕形於有之二者、書付を以ひそかに訴之可申事

附、手代役人・家中之者ハ不及申ニ、又もの迄ニ少物成共音物いたし候義於相聞ハ、急度曲事ニ可申付事

右之条々庄屋長百姓常々小百姓等ニ申含堅可相守者也

元禄七年戌九月

(五味豊法・舟寄代官)
五小左衛門印

越前国坂井郡之内舟寄村

組頭

善右衛門

同郡之内長田村

組頭

喜左衛門

同郡之内下兵庫村

組頭

武兵衛

同郡之内布目村

組頭

彦兵衛

同郡之内前谷村

組頭

次郎左衛門

同郡之内後山村

組頭

茂右衛門

右組下村々

庄屋

長百姓

今度御代官所替ニ付、村々へ条目御出し候ニ付遣し候、相違無之様ニ写、組下村々庄屋方へ一通宛可被相渡候、此書付銘々名印い

たし、不滞様ニ順々ニ相廻シ、留り之村々舟寄村善右衛門方へ相返シ、此本紙善右衛門手前ニ可被指置候

一当御年貢金日限申触候通急度持参候様ニ可被申触候、且又去西之未進金わつか宛持参仕候村も請取置候、皆済之村々二三ヶ村ならてハ無之候間、無油断相調早々持参候様ニ是又可被申触候、以上

九月廿九日

加藤武左衛門印

岡本弥市右衛門印

与頭中

此書付一覽之後留り方々此方相返シ可被申候、以上

一江料米・池料米并堰入用米書付早々指上候様ニと武左衛門様々長

田喜左衛門方へ御手紙被遣、其御手形喜左衛門方廻シ被申候

十月三日

同五日

一右之御条目并式通御配符共ニ後山直ニ遣ス

一酉未進金・新納金之配符与下へ遣ス

指上申一札之事

一黒毛馬壱疋 年三才 但髮切也

馬主七右衛門(印)

一河原毛馬壱疋 年三歳 但髮切也

馬主同人(印)

合馬式疋

右之馬今度上方へ扨ニ参候間、板取口御番所無相違罷通候様ニ御手形馬主七右衛門奉願候ニ付、拙者共立合吟味仕候処少も紛敷義無御座候間、通り御切手被下候様ニ被仰上可被下候、此馬付自然出入申分於御座候ニハ、拙者とも罷出急度申分ケ可仕候、為後日仍如件

元禄七年

坂井郡柿原十楽村

庄屋 彦四郎（印）

戌十月六日

同長百生才右衛門（印）

御与頭 次郎左衛門殿

右之馬庄屋長百姓吟味仕手形出し候ニ付、委細詮儀仕候処少も相違無御座候、御手形可被下候、自然此馬ニ付出入申者御座候ハ、右之者召連罷出急度埒明可申候、為其奥書指上申候、以上

戌十月六日

坂井郡前谷村
与頭 次郎左衛門 印

船寄御陣屋

指上申一札之事

一年何拾何ツ女坂井郡何村誰

母とか
妻とか
娘とか

一年何拾ノ女何村誰

嫁とか
下女とか

ノ式人

右之女今度上方東表本願寺参仕候間、板取口御番所無相違罷通候様ニ御手形此者共奉願付、拙者共立合吟味仕候処少も紛敷義無御座候間、通り御切手被下候様に被仰上可被下候、此者共ニ付自然出

入申分於御座候者、拙者共罷出急度申分ケ可仕候、為後日仍如件
元禄七年戌十月何日
坂井郡何村 庄屋 誰印
長百姓 誰印

御与頭
誰殿

右之女共庄屋長百姓吟味仕手形出候ニ付、委細詮儀仕候処少も相違無御座候、御手形可被下候、自然此者共出入申者御座候者、右之者召連罷出急度埒明可申候、為其奥書指上申候、以上

戌十月何日

坂井郡何村
与頭 誰印

船寄御陣屋

右者女并馬通手形之案紙、板取口・木目「」一本寺参又ハ参宮、細呂木口・市野々口、山中江湯治、其品を書載可申事

同六日

一次郎丸村願光・同理右衛門対決、舟寄参候を囑可申由ニ而後山茂右衛門殿を被申越ニ付舟寄へ参候、囑候へ共相済不申候

同七日

一御用ニ付与頭中舟寄へ罷出候様ニとの御配符出候付、舟寄ニ而拝見仕直ニ罷有候

同八日

一坂井郡与頭不残飯御陣屋へ被召寄、与頭給・諸事御支置之段々御

書付壺通出候ニ付別紙写置候

一郡中御支配之御役人付之趣、長田組・布目与・前谷与・後山与、此四与へハ山田勘介様・河原彦左衛門様・青山藤太夫様三人として御支配、舟寄与・兵庫与・大野郡・吉田郡・白山麓・能州御支配ハ戸田武右衛門様・室田久右衛門様兩人として御支配

同九日

一舟寄ニ逗留いたし、与下村々舟寄の御配符村次書上ル

同十日

一御代官様・同岡本弥市右衛門様江戸へ御出立ニ付、舟橋迄御見送りいたし、舟寄迄罷帰ル

一戌年与下村々御免状式拾四通請取、并ニ御免状村々へ請取申旨証文案紙別紙ニ出申候故写取申候

一次郎丸権三郎・理兵衛出入、五日御批判ニ而相済、権三郎なわを御かけ候て茂右衛門ニ御預ケニ付、御侘言仕御赦免被成候

同十一日

一舟寄の宿へ罷帰、六日之夕の十一日之朝迄わたや七兵衛方ニ滞留

同十二日

一当四日ニ参候御条目并御免状村々相渡し可申ため、十四日ニ庄屋

中長百生之印判持被参候様二とはいふ出し申候、御条目此方手前ニ而写候而村々壺通宛相渡し、留ニハ庄屋・長百生判形取置申候

同十三日

一右之配符遣し候ニ付、赤尾・井江葭・横垣・国かけ庄屋中被参候ニ付、御条目・御免状共ニ相渡し判形を取、并戊鳥獵場御運上銀之判形取申候、菅野村御免状・御条目共ニ二十右衛門ニ相渡ス

一菅野村半右衛門庄屋上ケ申候ニ付、代り庄や甚右衛門相究候上証文取置候

一六日ニ舟寄へ参候節、北村の金三両、北野の金貳両、前谷の金貳両ことつかり上納仕付、指上候而御手形右三ヶ村へ相渡し申候、包ちんニ北村の錢貳匁、前谷の錢壺匁請取払、残錢之内三十文靈順ニかし申候

一菅野久右衛門馬手形相渡ス、留ニ有

十四日

一北野・中川・田中・山室・矢地・宮谷・高塚・新用・馬場・谷畠・清王庄屋被参、青野木・西方寺・轟木・笹岡長百生参、十二日之配符ニ付何れ被参候故、戌御免状并条目相渡し遣し申候

一福井宝性院被参候而、後山・布目へ右御札相渡し置申由断ニ候

十五日

一北村・前谷両村右之御免状・御条目相渡し申候

一前谷清左衛門長百生仕間敷由被申二付、村中^の証文取六兵衛を長百生相究候

一菅野久左衛門庄屋甚左衛門与を除申度候、就夫二上納金いか、可仕と申来二付、庄や之事ともかくも御金御急用候、早々上ケ可被申と申候

一明十六日二御用有之候間可被参候、以上

十月十五日

加藤武左衛門

与頭中

一舟寄善右衛門方^の、明十六日二郷盛可仕候間参候様二と与頭中へ書状参候

右式通共ニ布目^の参候二付後山へ遣し候

一宮谷義太夫・井江葭義右衛門郷盛立合ニ舟寄へ参候様二とはいふ遣し申候

一十楽又右衛門、藤太夫様^のかり金之儀ニ付用事有之二付、是も舟寄へ参候様二と申遣候

同十六日

一宮谷・山室・高塚・いへよし・横かき・赤尾・国かけ七ヶ村、八年御免状布目彦兵衛^の預り、則其通村々断申候

一轟木村宗旨帳・八年免状請取

一昨日御はいふ二付舟寄へ参候

同十七日

一井江・横垣・赤尾・国影四ヶ村と下関村と組かへ之被仰渡、則御書付請取候

一与頭中并壱組^の立合庄屋式人宛罷出、長田并舟寄村二而人足駄賃、御賄方・御普請方入用郷盛仕候付、宮谷義太夫・井江葭義右衛門立合ニ罷出申^答ニ申置候処、井江葭ハ組かへ被仰付候二付義右衛門不参候故、下関与三兵衛立合ニ罷出候

同十八日

一右郷盛帳諸事申候

同十九日

一右同断并菅野村半右衛門馬手形出ス、留帳二付、附り菅野村甚左衛門庄屋之儀下二而半右衛門ニ断申、右之通半右衛門を庄屋ニ立申由断有之二付、半右衛門庄屋代り之証文返し申候、菅野村久左衛門、半右衛門与取除可申由御訴訟申上候二付其段御役人様方へ申上候へハ、御取立最中之時分御詮儀難被成候間、重而之事二可仕候、勘介様被仰渡候故其通久左衛門ニ申聞候

同廿日

一右郷盛改

同廿一日

一右郷盛帳之上相改帳面指上候へハ、御吟味被成書直シ可申旨被仰渡候

一廿一日之夜女気分悪敷由ニ而迎馬参故罷帰

一十六日之夕も同廿一日之夕迄綿屋七兵衛方ニ罷有

同廿二日

一女共病氣ニ付金津玄入呼申候

同廿三日

一女共病氣ニ付舟寄不参、断之ため布目彦兵衛・舟寄善右衛門方へ

書状遣し申候、宮谷義太夫方へも手紙遣し申候

一御普請所御見立ニ山田勘介様近日村々御出被成候、次ニ新納金之

事はいふ与下へ遣し申候

一御札七包 宝性院へ

内ニ墨巻挺ツ、有

同廿四日

同廿五日

一東善寺村理兵衛参候而申候ハ、大工左次兵衛と申者出生金津之者

ニ而私一門ニ而御座候、私地之内ニ住宅仕度由申候ニ付、様子窺

之ため参候と申ニ付、左次兵衛宗門相改并請人吟味被致慥成者ニ候へハ其趣書付ニいたし、庄屋長百生印判いたし願可被申旨申渡候

一菅野半右衛門庄屋事ニ付参候

一北野久左衛門普請之事ニ付参候

一印判彫候義、外之印判之押形ニ而彫候事弥堅停止可仕候、絵本之

様ニ書候而印判詵候共、其ことく少も違なくハ、ほり申間敷候、

何文字を何分四方など、詵候分ハ勿論不苦候、是ハ若印判を敷写

ニ而あつらへ、似せ印判不仕ためニ候間其旨相心得、疑敷義ハ詵

候共仕間敷候

右之趣猥ニ仕似せ印判なと有之者詮儀之上可為曲事者也

戌九月

如此御書付出候付写遣候条被得其意、面々御代官所中へ急度可被

相触候、此状留り方も伊賀守方江可被相返候、以上

十月十一日

(諸星忠直・勘定吟味役)
諸星伝左衛門

(荻原重秀・勘定奉行)
荻原彦次郎

(稻生正照・勘定奉行)
稻生伊賀守

(井戸良弘・勘定奉行)
井戸三十郎

(松平重良・勘定奉行)
松平美濃守

右御書付拝見仕候間堅相守可申候、為後日仍而如件

* 前谷村 庄屋 市兵衛 長百生 六兵衛

十右衛門

弥五兵衛

菅野村	半右衛門	甚左衛門
北野村	久左衛門	理兵衛
* (貼紙)		
前谷村	庄屋 市兵衛	長百姓 六兵衛
北野村	久左衛門	理兵衛
中川村	四郎左衛門	清介
北村	五郎左衛門	次郎右衛門
田中村	五兵衛	八兵衛
笹岡村	九兵衛	所兵衛
	清右衛門	宗右衛門
	七郎右衛門	七右衛門
矢地村	清兵衛	善兵衛
		清左衛門
菅野村	十右衛門	善右衛門
	半右衛門	弥五兵衛
山室村	吉右衛門	甚左衛門
		六左衛門
宮谷村	義兵衛	七右衛門
青野木村	甚右衛門	清右衛門
西方寺村	太郎兵衛	九郎兵衛
		市郎右衛門

下関村	轟木村	谷畠村	東善寺村	馬場村	新用村	高塚村	清王村	十楽村
七右衛門	吉右衛門	利兵衛	助右衛門	平兵衛	甚右衛門	庄右衛門	弥五兵衛	市郎右衛門
長右衛門	与三兵衛	清左衛門	長右衛門	平左衛門	源右衛門	喜右衛門	九兵衛	弥三兵衛
							權兵衛	九右衛門
							次兵衛	忠右衛門
								彦四郎
								五十郎

証文之事

当戌御成ケ割付村々へ御渡シ慥ニ請取申候、若御公儀様江被仰上
此上加免有之候ハ、免状裏書可被仰付由御申渡し奉畏候、仍而
如件

元禄七年
戌十月
御代官様

村々
庄屋
長百生
印

右之通壺紙証文二而十月廿日二指上申留

同廿六日

一郷盛舟寄引高之儀ニ付相談之事候間、舟寄迄後山茂右衛門・前谷二郎左衛門罷出候様ニと、与頭中書狀舟寄〆直ニ参候故罷出候
一高塚弥三兵衛馬手形取ニ参候故舟寄ニ而相渡し候、留帳ニ有

同廿七日

一何れも与頭中ハ郷盛懸り舟寄ニ居被申候へ共、我等儀ハ病人有之
ニ付断申罷帰ル

覚

一村々御年貢米年内三国へ出シ、為勝手之来夏比迄延金ニ借置候由、自然者彼地ニ而滞候義も有之様ニ相聞候、大切之御米御納所者不仕他所へ出し候義不可然候間、向後者相止候様ニ急度可被申付事

一来春江戸御廻米辻年内成たけ相改可申候間、兼而其心得候様ニ可被申渡候事

右式ケ条覚書を以最前被仰渡候を今日写取候、其節御口上ニ被仰聞候ハ、右式ケ条之趣証文を取可申候、此上ニ米をかし滞候時分申上候共、御取上ケ被成間敷由被仰聞候

船寄村〆方々江駄賃人足

駕籠賃銀之定 何も七拾銭之積り

一 壹匁貳分九厘 駄賃

七分貳厘 人足

貳里半
鳴鹿村

貳匁壹分六厘 駕籠

貳匁五分七厘 駄賃

壹匁四分三厘 人足

五里
森川村

四匁貳分九厘 駕籠

壹匁 人足

三里半
光明寺村

三匁 かこ

三匁四分貳厘 駄賃

六里四分積り、川有

壹匁九分壹厘 人足

六里七分
石田 両所
鯖江

五匁七分三厘 かこ

壹匁五分四厘 たちん

三里

八分五厘 人足

三国
布目 両所

貳匁五分五厘 かこ

壹匁壹分五厘 たちん

貳里

六分 人足

後山
前谷 両所

壹匁八分 かこ

七分七厘 たちん

貳里半

四分三厘 人足

下兵庫村

壹匁貳分九厘 かこ

貳分六厘 たちん

半里

壹分四厘 人足

丸岡
長田 両所

四分貳厘 かこ

一 往還筋之馬・人共御定り、但福居人足
 本駄賃二四分引 是者断有
 一 壹匁六分 夜番貳人分
 但壹夜壹人二八分宛、油代銀共二
 是ハ御金舟寄納有之時御指図之節
 一 六分 水夫日用
 但壹日壹人分
 一 四分 雪欠人足
 但御役人御居宅壹軒ニ壹人懸り
 一 舟寄村近所北横地・沖布目・福嶋・若宮・長畑・宮領・田嶋・御
 油田、此八ヶ村へ御役人様方ハ勿論組頭面々組下へ御用配符、舟
 寄村ハ次出シ可申定
 右者方々駕籠駄賃・人足賃金之事、御代官所組頭・庄屋并舟寄村

庄屋・長百姓立合相究、則御役様方御評判ニ而弥相極候者也

十月廿八日

同廿九日

一 加藤武左衛門様今日江戸御立候ニ付御見送りニ舟寄参、御見送り仕罷歸

一 舟寄・長田両村惣入用大割十七日ハ廿八日迄ニ相済、帳面共ニ判形いたし不残舟寄善右衛門ニ預ケ申候、割方帳面之写別紙ニ有

同晦日

一 兵庫武兵衛・野中五左衛門兩人と舟寄村と、八百拾四石余之高ニ
 諸役懸り申間敷と申ニ付出入ニ罷成、小黒町村茂兵衛・別司村新
 右衛門右兩人噺ニ参三国ニ罷有候ニ付、為見廻三国参候へハ、武
 兵衛・五左衛門ニ内証異見たしくれ候様ニと噺衆被申ニ付、何
 れも与頭中三国ニ寄合罷有之候、其日金津舟寄善右衛門ニあい申
 候

十一月朔日

一 右同断ニ而罷有

同二日

一 右同断ニ而三国ニ罷有候内ニ、新用弥五兵衛方ハ馬手形取ニ参候

同三日

一右同断ニ而三国ニ罷有候内ニ、谷畠村兵右衛門・東善寺村二郎兵衛馬手形取ニ参候

一右噺之相談相究候由ニ而、茂右衛門・新右衛門今日舟寄へ被参、与頭共方々舟寄村善右衛門方へ異見のため三国を書状遣シ候

同四日

一三国を罷帰候、三国ニ罷有候内ニ舟寄御役人衆を矢地靈順・四郎右衛門後家右両人、庄屋を申付候事聞不申由ニ候間、せんきいたし候様ニと御はいふ朔日ニ参候得共、宿不罷有候故矢地村へ四日はいふ遣し候

同五日

一舟寄噺事ニ付小黒町茂兵衛・別司新右衛門両人舟寄を書状遣し候ニ付、布目を村次ニ参後山へ遣し候

一印判彫候証文并御年貢米延金ニ貸申間敷旨被仰付、証文判形取為可申村々配符遣し候、并茂右衛門舟寄へ参候由被申越ニ付、其段布目へ村次ニ申遣候

其組々村々明春可仕川除場有之候ハ、場所被相改目論見帳相認場所見せ可被申候、明後六日舟寄出立見分可申候間村々へ被相触、川除場所江庄屋長百生立合申候様ニ可被相心得候、以上

十一月四日

与頭中

山田勘介印

右之御配符参候ニ付後山村次ニ而遣シ申候
一矢地靈順庄屋七郎右衛門与取除可申と申ニ付、呼寄せんきいたし候

同六日

一庄屋中参候而右式通之証文判形取候

一靈順義七郎右衛門庄屋組ニ而今迄之通ニ可仕望申ニ付、弥其通かため申候

一四郎右衛門後家庄やの事何角と申ニ付、助右衛門よひニはいふ遣し候

同七日

一一昨五日ニ若代番山老御越、今日御帰り

覚

一金貳拾九両壹分

下関村

一金六両

轟木村

一金三両三分

谷畠村

一金貳両壹分

東善寺村

一金貳両壹分

馬場村

一金壹両三分

新用村

一金六両壹分	高つか村
一金五両壹分	十楽村
一金三両壹分	清王村
一金貳分	西方寺村
一金拾両	青野木村
一金拾貳両	宮谷村
一金拾五両壹分	山室村
一金拾三両	菅野村
一金八両	矢地村
一金拾五両	笹岡村
一金壹両三分	前谷村
一金壹両三分	北野村
一金三両	北村
一金拾四両	中川村
一金四両壹分	田中村

右之通村々当戌御年貢金無甲乙割出し候、来ル十六日迄二急度取立上納可有候、万一日限相延候ハ、可為不届候、只今迄ハ村々心次第二相納候へ共、如此日限相極候上ハ、日限相延候ハ、金子上納被致候共過台可申付候、尤村々金高辻二印判仕順々可被相廻候、此廻状留りゝ返し可被申候、以上

十一月五日

青山藤太夫印

川原彦左衛門印

右村々庄屋中

山田勘介印

右之廻状村々廻り此方へハ何之被仰渡も無之候へ共、為覚之写置候

一右式通御法度証文ニ判形村々庄屋中相済

一十楽村庄屋方、壹本松茶ニ而彦左衛門様能州へ御下り之時、殿様能州へ御上り之時入用書出し請取

一笹岡・北野普請帳請取

一中川・田中・谷畠・下関四ヶ村普請帳請取

一下関村与三兵衛来春上乘之願申上

一矢地四郎右衛門後家庄屋願之事同村助右衛門ニ申付候

一山田勘介様村々御普請所御見分被成、六日二兵(應)御泊り、七日布目御泊り、八日二布目「一内□御泊り被成、九日二重義村

ハ我等与下御移り之由、彦兵衛方ハ之申越、則其手紙後山へ遣し申候

同八日

一山田勘介様布目ニ御泊り被成候ニ付而、布目へ罷越候、泊り罷有候

一菅野村半右衛門方へ馬通り手形出ス

同九日

一山田勘介様布目御立被成候而、番田・重義・谷畠・菅野御昼休、

清間村・御簾尾御改被成候而、御簾尾与兵衛所二御泊り被成候

一高塚村弥三兵衛二馬手形出し申候

覚

一麻木^(簀)す拾枚 たけ五尺、は、九尺 四本かけ

一六本こも式拾枚 は、三尺、長さ壱間

一竹拾五本 式寸五分廻り

右者舟寄御勘定所籠屋雪垣御用二候間、明後兩日之内二御越可有

之候、以上

十一月七日

恩知善右衛門

土屋次郎左衛門様

右之割

一麻木す拾枚

菅野村

長五尺、は、九尺 四本かけ

一六本こも拾枚

矢地村

は、三尺、長さ間

一同拾枚

下関村

右同断

一竹拾五本

菅野村

式寸五分廻り

右之通明日明後日之内舟寄善右衛門殿方へ相渡し可申候

同十日

一山田勘介様御簾尾御立、御簾尾、北野、笹岡、中川村四郎左衛門所二而御昼休、右村々の御普請所御見分、自分方二御泊り

一東善寺甚右衛門村中佗申二付、御断之訴状持参申二付、詮儀之上取次可申と申、訴状ハ手前二預り置申候

一矢地村ハ御普請願申由二候へ共、勘介様御通り之時御案内申二、百姓耆人も不罷出候二付御見分不被成候、依之御ふしんも不被仰付候

同十一日

一勘介様前谷の水出申二付田中迄ハ無御越、重而我等相改普請不仕候而不叶所候ハ、其段申上候様二と被仰付候、夫の櫓・後山茂右衛門方二御泊り、御駕ハ普請所有之村々次前谷御出、荷物人足式人、中川駕人足五人、田中の櫓村へ次

一京愛宕威徳院御使僧寿元老二而包御札式拾七通・扇子五拾四本、是与下庄屋耆人へ御札壱通・扇式本宛、関札四拾式通、与下村々へ壱ヶ村へ式通宛、自分へ御札・扇子式本、墨式挺御音進、十一月八日

一十楽村権太郎頼母子講、清王村二而七太夫・新兵衛・吉兵衛・次兵衛式人・権兵衛三人分・喜兵衛・市右衛門、八拾人又右衛門方へ断有

同十二日

一下関村へつゝ戌迄九年御免状用之事
 一轟木村最前印判彫候事、貸米証文判形之事、相済不申候二付、右
 両村へはいふ遣し申候

同十三日

一舟寄御役人様方御見廻ニ参、則当十六日切村々わり付御渡し被成
 候而、村々せんき仕候様ニと被仰渡ニ候、次ニ東善寺村八人之倒
 百生之事、矢地村靈順四郎右衛門後家庄屋与取除可申との事、十
 楽権太郎家代銀、同人たの^(頼母子講)もしかう銀之事、せんき仕候様ニと被
 仰渡候事、其日帰りニ仕候

一笹岡村新納不足、庄屋代り之事、矢地靈順事、清王村権太郎頼母
 講之事、十楽村権太郎家代銀之事、東善寺八人之倒百生之事、右
 五ヶ村吟味可為仕十四日ニ参候様ニとはいふ遣し候

同十四日

一十六日切御わり付金早々相済可申事、十七日ニ盛可仕候間村々庄
 屋長百生被参候様ニとはいふ遣ス

一笹岡宗左衛門、七右衛門ニ清右衛門不足金之事申付、覚右衛門長
 百生共方へ早々不足金上納仕候様ニとはいふ遣し候

一下関村弥右衛門馬落申由断候ニ付証文舟寄へ指上ル、次ニ下関村
 つゝ西迄八年之御免状預り置、遣庄屋利兵衛

一東善寺村八人之倒百生、庄屋甚右衛門参候付御年貢之事申付
 一矢地七郎右衛門ニ靈順四郎右衛門跡庄屋之事、右之通仕候様ニ申
 付

一轟木村御法度両通証文之判取

一清王村権兵衛・次兵衛ニ権太郎頼母子講之事せんきいたし候へハ、
 右之銀子指引有之候間又右衛門とさん用仕銀子相渡、納得証文指
 上可申由

一十楽村権太郎家代銀三拾弍匁ニ売申候内、九匁弍厘又右衛門ニ引
 かへ銀御年貢不足ニ五十郎・彦四郎方へ引取、残而弍拾弍匁九分
 八厘又右衛門ニ相渡し、納得証文重而指上可申候

一高式拾壹石五斗 東せんし村理兵衛

一同式拾五石九斗弍升 所平

一同拾壹石七斗弍合 久右衛門

一同拾三石三升三合 惣兵衛

一同七石三斗九升 新介

一同八石六斗弍升五合 喜右衛門

一同拾石 太郎右衛門

一同九石九斗 又兵衛

右八人東善寺村倒百生之由断有

同十五日

一米三石六升七合七勺

下関村江料米

但為覚書付置申者也

一宝性院御札七通茂右衛門殿へ請取

一戌御検見盛茂右衛門殿本与我等与下ニ成候村々、指引書出し茂右衛門殿へ請取

同十六日

一松木六拾四本 十楽村へ舟寄村御陣屋御用ニ遣ス

代銀三拾貳匁 壹本ニ付五分、持人足代共ニ

右ハ舟寄ニ而大割ニ入申ニ付為覚之書付申也

一盛銀早々取立相済候様ニと舟寄村善右衛門へ書状参候

一里竹田村渡舟之事、京都愛宕山御はつを・宝性院御はつをわり之様子、後山へ御申越被成候

同十七日

一清王村金三両、小木平太夫様夏中御裏判手形書かへ御裏判奉願候、同村金貳両、初而かり手形御裏判奉願候、指紙遣し申候

一山室村庄屋長百生かり主ニ而金子拾両壹分、此質高八拾石、かし

主金津助右衛門御裏判奉願候、断書指上候

一里竹田渡舟之儀ニ付奉加仕度由、指中村彦三郎方へ茂右衛門・我等書状遣し候、権瀬・同市野々・熊坂村・畝・同市野々村、右村々奉加仕度由断申遣候

一沢・牛屋・金屋、右之通奉加仕度旨滝村権右衛門方へ兩人書状遣

し候

一郷盛仕候ニ付村々庄屋中寄合申ニ付、寅へ酉迄八年之間御免状不残返し申候

一京都愛宕山御札・扇并福井宝性院御札・墨曆拾貳通請取候を村へ渡ス、但山室・高塚・宮谷三ヶ村ハ布目へ請取候由、下関へ壱通、轟木村同、谷畠同、東善寺同、馬場同、新用同、十楽貳通、西方寺壱通、青野木同・菅野同、矢地同

同十八日

一谷畠村庄屋長百生かり主ニ而金津助右衛門かし主金壱両貳分、質高有、御裏判之断右指上候

同十九日

一里竹田村渡舟大破付、仕立申入用銀割符いたし、宛り銀七ヶ村配符ニ而申遣ス

一宮谷村ニ潰百姓有之由、義兵衛・清右衛門断ニ参候故弥相談いたし、帳面付申上候様ニ申返し候

一笹岡村清右衛門引負銀之事ニ付笹岡へ参、覚右衛門相煩居申由ニ付宗左衛門・七兵衛を使ニ而銀子申越候处、覚右衛門五日之内ニ相済可申由請合申由返事ニ候、則清右衛門庄屋上ヶ候て、宗左衛門代り庄屋立申度由長百生共願状指上候付請取

同廿日

一舟寄へ御用ニ付参候様ニと御廻状後山へ参候付舟寄へ参候、御用之儀ハ何れも与頭中被召寄、当御年貢金我々方ニ而中勘定相極候而帳面ニ仕指上候様ニと被仰付候、舟寄逗留いたし候

同廿一日

一油壺升ニ付銀式匁八分式厘御直段定

一右荏壺升代銀壺匁戌九月十九日二十楽村へ舟寄へ遣ス、最前之大割ニ盛落之由善右衛門ニ断彦四郎へ遣ス

一笹岡村庄屋代り之事、舟寄へ村中願状指上候へハ、来春迄宗左衛門返り庄屋ニ相立、春中御吟味之上御立可被成由

一被仰渡へ中勘定之儀ニ付、村々庄屋長百生中被参候様ニとはいふ遣し候

一舟寄へ下関・矢地へ寄罷帰ル

同廿二日

一金式拾七両式分 下関村当十六日

わり之内不足

内

拾両 十一月廿三日ニ指上ル

拾七両式分 同廿六日ニ可指上分

右之通御断舟寄へ書付を以申上候

一金五両

矢地村清兵衛

同断

内

三両

十一月廿三日指上

式両

同月六日可指上分

右同断

一米五升

清王村

殿様御検見御昼休御台所入用

一米六升

宮谷村

右ハ戸田武右衛門様・青山藤太夫様御検見之時、上下四人分

一米三升

菅野村

右ハ加藤武左衛門様・野沢善左衛門様御検見之節御泊り、上下

六人

一米三升

轟木村

右同断

一米二升五合

笹岡村

右ハ須藤市右衛門様・河原彦左衛門様御検見之節御泊り、上下

五人分

一米式升五合

青野木村

右同断

一米式升五合

下関村

右同断

一米壺升五合 谷畠村

加藤武左衛門様・野沢善左衛門様御昼休、上下六人分
右村々口米之内ニ而引可申分

一村々へ中勘定之事申渡候也

一中川村次郎右衛門子左次右衛門亥春上乘願之事

同廿三日

一金五両笹岡村の舟寄へ明日上納いたし申候二付、人質御断申上候

同廿四日

一宮谷村四人の倒百生、同五人頭・庄屋・長百生被参候二付、段々

詮儀之上算用目録・高上証文取申候

一舟寄出入之儀ニ付罷越候様ニと別司新右衛門方の手紙後山の持参

一村々中勘定究

同廿五日

一村々中勘定相究

一田中村伊右衛門亥春上乘願申上候、是ハ跡々の後山村茂右衛門迄

願申上候由

同廿六日

一十六日切御金不足之事晦日切御金不足仕間敷事、盛銀之事早々相

済候様ニはいふ遣し候

一中川・宮谷・下関・轟木・谷畠中勘定相済不申候二付、めしつれ
舟寄へ参候

同廿七日

一於舟寄ニ中勘定仕候、下関・谷畠・轟木・中川・宮谷五ヶ村舟寄
ニ而中勘定相究申候

一宮谷村散田百生四人の算用目録・高上証文御役人様御披見ニ入候
へハ、村ニ而下散田を願申事二候へハ村ニ而庄屋長百生と其主共
相对仕可申候、然ハ上ニ御構可被成事ニ而ハ無之候、併庄屋合算
用指引ニ子細無之候哉、吟味仕下ニ而証文取置候様ニと被仰付候
一菅野村久左衛門・半右衛門庄屋組取除可申由、先庄屋前算用指引
相済可申候、扱庄屋之事ハ算用合ニ申分無之候ハ、重而御詮儀
可有候由

同廿八日

一中勘定帳指上相済申候

同廿九日

一大雪ニ而舟寄ニ滞留いたし候

十二月朔日

一舟寄る罷帰候節下関村理兵衛所寄候而、村々最前中勘定究候節晦日切御金請合ニ候へ共大雪ニ而御金調成兼可申候間、五日切御金請合候分指上候様ニと、并中勘定帳ニ庄屋長百生判形御取候而明日明後日之内ニ参候様ニと村々へはいふ遣し候

同二日

一中勘定帳判形ニ村々庄屋中被参候ニ付而、与頭給米ハ半分仮直段
壹石ニ付三拾五匁并ニ給銀共ニ申渡し候

同三日

一右之通村々庄屋中へ申渡候

一東善寺村庄屋長百生持高九拾壹石書入、北金津味噌屋兵右衛門方
ニ而金拾七両壹分かり申ニ付御裏判願申候、但右之内拾五両三分
戌夏かり、小木平太夫様御裏判書かへ

一菅野村半右衛門・久左衛門算用之事、十右衛門ニ聞届候様ニと申
渡候

一馬場・新用・谷畠・轟・下関、印判持参候様ニと東せんし甚右衛
門ニはいふ遣し候

同四日

戊十二月二日
一金三両
青野木村 甚右衛門
九郎兵衛
かり主 弥次兵衛
彦兵衛

此質高四拾石 貸主滝村太兵衛
右ハ亥六月廿日切利足壹割半

裏判前谷村二郎左衛門 印

一金三両 かり主青野木 庄屋
長百生

此質高三拾石 かし主十楽村庄兵衛

亥六月八日切利足壹わり半

御裏判奉願候ニ付指紙遣し候

一谷畠・轟・下関・馬場、今日も不参候付はいふ新用弥五兵衛ニ遣
し候

同五日

一谷畠・轟木・下関、今日も不参候ニ付はいふ馬場庄右衛門ニ遣し
候

一下関庄屋共中勘定判ニ参候ニ付、村中百姓別ニ中勘定請合指上候
様ニと申付候

一笹岡・矢地・山室へも右之通申付候

同六日

一谷畠平兵衛中勘定判形ニ参候

戊十二月四日
一金貳両貳分 かり主谷畠村 平兵衛
武兵衛

此質高貳拾五石 かし主上番村次左衛門

右ハ亥五月切ニ壹割之利足

御裏判願之指紙遣し候

証文之事

一十月二日江料米、諸々被下候米高書付指越候様ニと被仰付、夫
度々御配符ニ而被仰越候へ共、書付持参不申二付、同九日次郎左
衛門殿自分之家来取ニ被遣候、其後又御法度証文之判ニ参候様ニ
と度々御配符二候へ共、不参ニ付色々御せんき之上誤り申候

一十二月一日ニ中勘定請合之判形ニ参候様御はいふ被遣、夫々数度
御はいふ被遣候処、漸六日ニ罷越判形仕候、ケ様二度々御はいふ
置申義、急度御せんき被成由候へ共、御わひ事申此度ハ其通ニ被
成候、以後我儘仕御はいふを置御用をかかし候ハ、何様ニも可
被仰付候、少も御恨申上間敷候、以上

十二月六日

轟木村
助右衛門（印）

一矢地村六右衛門ニ最前舟寄手錠御打被成候処、夫々何之御断も不
申上手錠返シ不申候ニ付、早々六右衛門めしつれ庄屋参候様ニと
後山善兵衛ニ御伝言ニ付而、矢地村其通翌七日ニ申遣候

同七日

一中勘定帳権右衛門ニ為持舟寄へ指上候、則口上書ニ而中勘定帳之
事、笹岡村清右衛門不足銀之事、矢地六右衛門手錠之事、村々五
日請合不足之事、村々人質遣し候事、申上候

戊十二月
一金貳両

かり主矢地村 五郎兵衛・与兵衛借主
庄や・長百生添判

かし主金津勘兵衛

此質高拾五石内 十石ハ五郎兵衛
五石ハ与兵衛

右ハ亥五月切壹割半 御裏判願ニ付指紙遣し候

戊十二月
一犬形谷柴山壹ヶ所 矢地村
権右衛門

代金壹分

一犬形谷柴山壹ヶ所 善右衛門

ふか田ノかわ柴山壹ヶ所

代金壹両

一西小谷かや場ノ上柴山二ヶ所 吉兵衛

代金三分

一犬形谷松柴山貳ヶ所 清兵衛

代金壹両貳分

山合八ヶ所

此代金三両貳分

右ハ亥五月切利足壹割貳分、貸主南金津新屋宗兵衛我等添判いた
し候

一十一月廿日ハ十二月七日迄、村々上納金此方ハ遣し候廻状書付触
留を返し可申由、下関を前谷迄村々へ廻し申候

同八日

一権右衛門舟寄を罷帰、則笹岡村清右衛門不足金之儀ニ付親角右衛
門共ニ舟寄へ参候様ニと御配符被遣候付、庄屋宗左衛門ニ右之通

申付御配符遣ス、并村々詮儀之上御金之不足有之村ハ庄屋・長百生方の人質を取、遣し候様ニと御配符被遣候付、則其御配符添書いたし村々へ遣ス

同九日

一村々御金詮儀之事、并宮谷村散田百姓之儀ニ付宮谷へ泊り申候
一矢地村六右衛門手錠之事御断申上候へハ相済
一宮谷村散田百姓連判証文を取、右之高わり付、高請取証文判形取申候
一十楽村権太郎家代銀、清王村ニ而権太郎頼母子講銀又右衛門請取申証文究候、宮谷村ニ逗留ニ而罷有候

同十日

一宮谷村散田百姓之せんき、近所村々御取立之儀ニ付宮谷村ニ滞留
一十楽村長五郎同村又右衛門畑年貢相立不申由断ニ付はいふ遣し候

同十一日

一米三拾表 義兵衛
清右衛門 かり主宮谷村
かし主三国町徳右衛門

此質高五拾石

亥十月切三割半利足

一金拾両 義兵衛
清右衛門 かり主宮谷村

かし主金津助右衛門
此質高五拾石

亥五月切壱割利足

右式通御裏判願候付指紙遣ス

一宮谷村を罷出候而、四ヶ村吟味仕候而轟木村ニ宿り申候

一五日切請合金十月迄村々不足舟寄を被遣、轟木村ニ而請取申候

同十二日

一轟木村を罷立下関村吉右衛門所宿□

一五日切請合不足せんきのはいふ馬場を山室迄遣ス、同矢地を田中迄遣ス

一十楽村又右衛門かり金之証文ニ庄屋彦四郎判形仕間敷由申ニ付、又右衛門方断有之ニ付、彦四郎・五十郎・才右衛門・忠右衛門・七右衛門十三日ニ矢地迄参候様ニとはいふ遣ス

同十三日

一下関を罷出候而矢地へ参、十楽又右衛門かり金之事彦四郎ニ申渡し候、それを私宅へ罷帰候

下関村当五日切請負金納殘金貳拾五両有之候、大分之儀ニ候間其元ニ而被致詮儀、庄屋長百姓方の人質を取可被指越候、為其如此ニ候、以上

十二月八日

青山藤太夫

山田勘介

川原彦左衛門

前谷村与頭

次郎左衛門殿

覚

一金四両

矢地村

一金拾六両

笹岡村

一金六両三分

宮谷村

一金三両

高つか村

一金五両壹分

山室村

一金七両貳分

中川村

一金七両三分

○田中村

一金壹両壹分

○北野村

一金四両

青野木村

一金壹両貳分

馬場村

一金五両三分

轟木村

一金貳拾五両

下関村

右之村々当五日切御年貢金不足二候、被致詮儀庄屋長百生方より人質を取可被指越候、村之上二丸有之分ハ曾而手付無之村二候、急度可有詮儀候、為其如此候、以上

青山藤太夫

十二月十日

山田勘介

川原彦左衛門

前谷村

次郎左衛門殿

其組村々御年貢金五日切請負候、納殘金今明日之内急度致上納候様二相触可被申候、且十五日切之請負金は又急度十五日中二可致上納候、十六日二ハ御金爰元出立江戸へ指下し申候間、油断無之様二相触可被申候、以上

青山藤太夫

十二月十二日

山田勘介

川原彦左衛門

前谷村

次郎左衛門殿

右三通舟寄被遣候、御指紙宿二而写申候

同十四日

一舟寄出入之儀二付小黒町茂兵衛・別司新右衛門今日参候間、罷出候様二と申遣候、然共我等女共氣分悪敷罷成候間被参間敷と返事いたし候

同十五日

十二月十五日
一金五両

笹岡村

宗右衛門
七右衛門
宗左衛門

此質高三拾石

右ハ亥十月切、利足式割、貸主金津四郎左衛門

一与中庄屋長百姓中呼寄、当十五日切請合銀吟味之上今日ハ段々上納仕、廿日迄ニ相済可申旨重而判形取申候

一東善寺村十右衛門・久兵衛隠田有之由訴状指上候ニ付、久兵衛参候様ニとはいふ遣し候

一舟寄御陣屋并御役人様門松七飾分、竹・杭木共与頭善右衛門方ハ被申越候ニ付村々申付候

三飾

長五尺五かい松六本
葉竹六本
長三尺杭木廿四本

青野木村

四飾

長五尺五かい松八本、内式本長六尺
葉竹八本
長三尺杭木三拾式本

十楽村

右ハ当月廿日前ニ舟寄善右衛門殿可相渡

同十六日

一東善寺村久兵衛被参と申由甚右衛門方ハ十右衛門を以申遣候ニ付、重而はいふ遣し候

一村々十五日切請合銀吟味仕候

同十七日

一下関村・笹岡村清右衛門五日切・十五日切請合相済不申候ニ付、茂右衛門・彦兵衛舟寄ニ居被申候ニ付、御勘定所へ被申上御相談被成被下候様ニと、北野村人足ニ而舟寄へ遣し候

一笹岡村五日切・十五日切請合不足御座候ニ付、庄屋長百生参候而

段々吟味仕候処、五人頭之内与三右衛門・清右衛門兩人ハ人質を出し可申由ニ而、証文共相究候而笹岡宗左衛門ニ舟寄へ為致持参候

一矢地村靈順御納所不仕候由、七郎右衛門方ハ銀目録を以断有之ニ付靈順呼申候

一田五ヶ所 壺作売

彦三郎
善兵衛
三郎兵衛
かり主笹岡村
かし主前谷村清左衛門

此代金貳両

一東善寺村久兵衛・次郎右衛門参候、段々詮儀之様子庄屋甚右衛門・長百生源右衛門承候

同十八日

一下関村請合不足金之儀ニ付罷越、百生中老吟味之指引申付候

同十九日

一右同断

一茂右衛門・彦兵衛舟寄へ出入之儀ニ付被参、出入相済候由に而歸り二下関へ寄被申候

一鉄炮改之証文案紙舟寄ハ参候

一下関詮儀老吟味も出し不申、重而日切請合ニ而相済申候

同廿日

一 下関を直二舟寄へ参、下関請合之儀、宮谷村四人之百生高買申二付改証文、十楽権太郎家代銀・頼母子講銀又右衛門二相渡し済証文勘定所申上、夫を宿罷帰

同廿一日

一 青山彦太夫様郷藏納米御改二御出被成候而後山を御出、村々御改二而菅野十右衛門方二御泊り、村々御年貢金被仰付候

同廿二日

一 藤太夫様へ権右衛門を付、村々右之通御改二而高塚村市郎右衛門方二御泊り、我等八宿へ帰ル

同廿三日

一 藤太夫様高塚を御出舟寄へ御帰り、下関村へ御寄之由、権右衛門ハ下関を宿へ帰ル

一 下関村庄屋長百生、かけや忠兵衛大^(坂九)を被帰候間金子借用申度候間、書状遣しくれ候様二と被申二付、下関之者二状遣し候、金拾五両下関村へかり申度由申遣候

一金壹両貳分 かり主東善寺村^{庄屋長百生}
かし主金津吉右衛門

右八十二月廿一日藤太夫様菅野御泊り之時、指紙指上御裏判被成候

同廿四日

一 村々郷藏預り米之証文判形取申候
一 笹岡村金八両壹分かり申度由二而、かけや忠兵衛方へ指紙遣し候

同廿五日

一金七両下関村平右衛門・同七郎兵衛二もたせ、舟寄善左衛門方へ盛銀之内へ遣ス

一金八両壹分笹岡村宗左衛門八木忠兵衛方二而かり申由、則我等指紙遣し候

一金貳両 轟木村

一金拾貳両 下関村

一金三両壹分 矢地村

一金三両 菅野半右衛門

一金五両三分 山室村

一金貳両三分 高塚村

右之通金子御貸可被下候、本証文ハ重而望次第可仕由八木忠兵衛方へ手紙遣し候、村々願之下証文取申候

同廿六日

一金壹両貳分 前谷村

此質物金壹両、戌十月十七日同壹両

戌十月十九日加藤武左衛門様御手形

右之通手紙相添八木忠兵衛方へ遣シ候

一金壹両壹分

菅野久左衛門

八木忠兵衛方金かり申度由指紙遣し候

一郷藏納米御改之義、前谷・北野・北村・中川・田中・笹岡・矢地・

菅野・山室・宮谷・青野木・十楽・西方寺・清王・高塚、此村々

青山藤太夫様御廻り

一右之通下関・轟木・新用・馬場・東せんし・谷畠、此村々へ山田

勘介様御廻り被成候

一宮谷村権右衛門従先年柿原村之内大谷山壹ヶ所、柿原村加兵衛方

質山なかれ申二付式拾壹年以前年々持山二仕候処、十楽村又三

郎請山二仕度由被申二付、山手銀三匁式分、内式分ハ御山手銀二

而下シ置申処、又右衛門未・申式年之山手銀相済不被申二付、西

ノ年又右衛門二断申、山取上ヶ候て酉年御山手銀式分柿原村庄や

喜兵衛二相渡し手形取置候、当戌御山手銀喜兵衛方へ指上候へハ、

十楽村又右衛門方断有之由二而、御山手銀喜兵衛請取不申候二

付御断申上候

一金五両

かり主

下関村

理兵衛
清左衛門

かし主

高柳村九兵衛

此質高五拾石 亥五月切利足壹わり

一金九両

かり主

下関村

吉右衛門
七右衛門

かし主

波松村五郎右衛門

此質高九拾七石 亥五月切利足壹わり

右式通証文御裏判願之指紙遣し候

同廿八日

一権右衛門舟寄へ歳暮御礼二遣ス

鉄炮村々御吟味証文壹通

同十楽村又右衛門鉄炮所持証文通

村々郷藏米預り証文廿壹通

右之通舟寄御勘定へ指上ル

一金壹両

舟寄善右衛門へ渡

盛銀之内、手形権右衛門方□有

一金式分

同七兵衛二渡

同廿九日

一口米代金最前々被仰付候へ共、村々々上納不申候二付坂井郡組頭

中相談二而八木忠右衛門方二而かり置申二付、其通村々へはいふ

遣し申候

一鉄炮証文帳手形二仕指上候様二と被仰付式通共二返り、正月十五

日々前二指上候様二と被仰付候

元禄八年乙酉正月

一日

同二日

同三日

同四日

同五日

同六日

一年内鉄炮御改之帳手形村々庄屋長百生判形取申候

一矢地村年内請合不足金之儀ニ付、舟寄善右衛門方へ断之書状遣し

申候

同七日

一年内八木忠兵衛方々村々かり金本証文判形取申候

同八日

同九日

同十日

同十一日

同十二日

一竜雲寺へ参詣、本庄逗留、翌十三日ニ柿原御寺へ参、権右衛門ハ

金津町之内礼相済

同十三日

一下関村五介於江戸無筋目義御訴訟申上候ニ付、籠舎被仰付罷有候

処、去ル十二月十七日ニ籠内ニ而相果候由、依之ニ下関村庄屋長

百姓ニ召連、十六日ニ舟寄へ罷出候様ニと御はいふ被遣候ニ付、

其通下関村へ申遣し候

同十四日

同十五日

同十六日

一舟寄へ参年始申上ル、次二年内被仰付候鉄炮御改証文帳式冊指上
候

一当春御廻米割村々書付先割、石二三匁銀・江戸御藏前入用銀、二
月十日迄ニ取立指上候様ニと被仰付候

一戌年鳥獵場御運上銀坂井郡不残御赦免之由被仰渡

一中川村次郎右衛門上乘願状指上

一年内八木忠兵衛方ニ而九ヶ村かり金本証文忠兵衛方相渡し候

一戌ノ年御直段 三拾六匁五分式厘六毛
三拾四匁五分式厘六毛

右ハ舟寄々同日歸ル

一笹岡村与三右衛門藏青山藤太夫様御買被成度由ニ而、為代金壹匁
式分権右衛門ニ被遣候得共、与三右衛門藏売不申候ニ付□□□右

之金藤太夫様へ返し申「」

同十七日

一戌年鳥獵場御「」成申ニ付入札仕「」御座候由申上候、

依之御運上銀先戌ノ年耄ケ年御赦免被遊被下候段、村々庄屋中へ
申聞候へハ、何れも忝奉存候由申上候

同十八日

同十九日

一御廻米割付村々判形取申候

同廿日

一金津御屋敷へ御礼ニ参候

一下関村五介跡式改証文下関庄や長百生判形金津ニ而相改、則下関
村善右衛門廿一日持参申様ニと申渡、御廻米割付御廻状も耄ツニ
舟寄へ善右衛門ニ遣候

一南金津喜右衛門方へ東善寺村甚右衛門へ預ケ高之儀、三田村六右
衛門殿へ御断

同廿一日

本多源五右衛門

同 刑 部

木村左五太夫

平岩勘左衛門

広瀬六郎左衛門

右五人之者共ニ相尋義有之候間、
(川口宗恒・江戸町奉行)
川口撰津守番所江罷出候様ニ可

達候、以上

正月九日

(松野助義・目付)
松野八郎兵衛
(松下直昌・目付)
松下左太夫

川口撰津守

(能勢頼相・江戸町奉行)
能勢出雲守

(前田直勝・大目付)
前田安芸守

本多主水殿

寺田内蔵丞殿

多羅尾善介殿

右從儀御公儀御書付之写本多飛驒守様御家来旧冬被立退候五人之

(本多重益)
内四人者住所相知、広瀬六郎左衛門殿耄人住所相知不申候、依之
從御公儀様御尋被成候趣之写、從飛驒守様被遣候、其村々大小之
百姓不残致吟味、六郎左衛門殿被居候ハ、早々注進可被申候、油
断有間敷候、村中吟味之上証文仕舟寄へ持参可申候、以上

正月廿日

山田勘介印

川原彦左衛門印

「 」

指上申証「 」

一本多飛驒守様「 」 広瀬六郎左衛門殿御尋被成候付、村中不
残詮儀仕候へ共「 」之仁当村ニハ居不被申候、若隱置後日ニ相知
候共、何様之曲事ニも可被仰付候、為後日証文仍如件

元禄八年

何組
何村庄や

亥正月

同村長百生

何村庄や

同村長百生

御代官様

同廿二日

一右広瀬六郎左衛門殿義村々証文廻シ申候

同廿三日

一下関村五介跡改証文案紙舟寄被遣候而、証文取直し申様ニと被

仰渡候付、庄や長百生参候様ニと申遣し候

一菅野村年内願申候門樋之書付指上候様ニと被仰越候二付、菅野十

右衛門方へ参右之通申渡候

一布目罷越逗留いたし候

同廿四日

同廿五日

一長田・大牧御詫言ニ廿六日ニ金津罷出候様ニと申合候付、布目

金津へ参候而、藤右衛門所泊り罷有候

同廿六日

一与頭中指合ニ付金津出不被申候ニ付罷帰候

一先日相触候広瀬六郎左衛門殿義、住所相知候由、木村左五太夫と

申仁住所相知不申候由、本多飛驒守様申来候、右之佐五太夫殿

万一其村々ニ居被申候ハ、早々注進可申候、詮儀之上居不被申候

ハ、証文いたし指上可申候、安紙ハ先達而広瀬六郎左衛門殿御尋

之節申触候通二候、以上

正月廿六日

川原彦左衛門

山田勘介印

与頭中

右之通組下順々相触、此配符留り之村可被相返候

一右之義ニ付庄や長百生参候様ニとはいふ遣し候

同廿七日

一右之証文判形取申候

一東善寺甚右衛門、金津古町喜右衛門方預り高之儀相尋申候

一広瀬六郎左衛門殿御「」下関村五介跡式改証文「」

之写下関村「」

一晦日ニ金津へ罷□□

同廿八日

一木村左五太夫殿「」谷畠村平兵衛庄屋「」との願状

共ニ平兵衛ニ為持指紙相添舟寄へ指上候

同廿九日

一東善寺村久兵衛呼寄、十右衛門と年内の畠出入之儀下二而相済可然候と段々異見申候得共承引不仕候二付、然上八十右衛門方の上ケ置候訴状取次可申候間、其心得可仕候と慥二届候而、右久兵衛・

二郎右衛門共二返し申候

一下関村之三兵衛上乘□事申来候、是八年内の御願二候

同晦日

一東長田喜左衛門・大牧三太夫詫言ニ与頭中金津へ罷出候付参候、
(大宮茂富・福井藩金津奉行)
 彦右衛門様へ罷出候へ共詫言相済不申候

一東善寺村甚右衛門、南金津古町喜右衛門高出入二付逗留いたし候

二月朔日

一東善寺村勘介本高拾四石壹斗式升五合代米五石八斗二而、同村与左衛門方へ式拾六七年以前二質物二入置候を、勘介婿南金津古町喜右衛門式拾四年以前子年請出し申二付、右代米之内四石八斗東善寺村甚右衛門方より出与左衛門二渡し、甚右衛門方へハ勘介本証文并喜右衛門右之高書入証文相渡置申候、扱高之儀ハ甚右衛門二願置候而作徳米壹ヶ年二納升壹石壹斗宛、毎年甚右衛門方より喜右衛門二相渡可申旨式拾四年二相究候由

一勘介、与左衛門二高預ケ証文壹通、喜右衛門四石八斗納め升二而米かり申二付右之高書入証文壹通、都合証文式通甚右衛門方

二所持仕候

一甚右衛門右之□^(高)預り申二付作徳米壹石壹斗宛毎年相渡し、何時成共喜右衛門用次第二右之高返し可申由之証文喜右衛門方二所持仕候

右之通二候故高取返し可申由喜右衛門より甚右衛門二相断候へハ、
 右かし申四石八斗之米相渡し不申候へハ高返し申事成間敷由甚右衛門申候へハ、右之かり米喜右衛門覚へ不申候由申候而、則三田村六右衛門殿へ喜右衛門より申上候通六右衛門殿御申候二付、双方証文吟味之上下二而埒明させ可申旨六右衛門殿ニ相談仕、甚右衛門証文せんき仕候へハ、其節之東善寺村支配之与頭中番村利兵衛手跡二而、慥喜右衛門判形有之二付高ハ喜右衛門二返し、かり米ハ甚右衛門方へ相渡し可申由、双方和談之上出入相済申証文取替し埒明申二付、以後為覚之如此二候
 一右之出入相済金津より罷帰候

同二日

一東善寺村十右衛門、久兵衛畠出入之訴状指紙相認、十右衛門書状舟寄へ持参為致候

一大宮彦右衛門様より御用有之候間、今日之内ニ金津迄罷越候様ニと三田村六右衛門殿より手紙参候二付、金津へ罷越候へハ六右衛門殿被仰聞候ハ、菅野村し、かはな山先年より北金津平野や善兵衛持山二而、毎年山手銀四拾匁宛菅野庄屋方へ相渡候処、六年以前より

之山手銀請取不申山へも立為入不申候二付、互ニ付届仕置右之山へハ双方共ニ立入不申候処、菅野村之者共村中罷出「」木共ニかり取申由ニ候間、先山を押置菅野村之者吟味之上返事申候様ニと六右衛門殿被仰聞候

一金津の罷歸候節菅野村半右衛門、十右衛門方へ寄□右之山からせ申^問□敷由申付候

同三日

一菅野村庄や長百生、右善兵衛「」尋候へハ六年以前山手銀を「」善兵衛立為入不申「」御断申上候六年以来

「」村中新二事「」被成候二付昨日「」

一東善寺村十右衛門、久兵「」舟寄へ持参仕候へ「」かい申候事、又畠年貢米「」かり候事御法度ニ候へハ、書かへ候而指上候様□□十右衛門ニ被仰付、書付御返し被成候

同四日

一菅野村と平野屋善兵衛山出入之儀、舟寄へ参内意申□候へハ御役人様方被仰付候ハ、金津御郡所の下ニ而事済シ申様ニと内意有之候へハ、茂右衛門・彦太夫内証ニ而呼寄候而下ニ而せんき可仕候、若相済不申候ハ、村中口書を取可指上由被仰渡罷歸、則布目・後山ニ申遣候

一東善寺村十右衛門訴状書直し候て指上候二付、十右衛門・久兵衛・

庄や・長百生召連、当廿五日ニ舟寄へ罷出候様ニと御指紙訴状共ニて遣候二付、右之通手紙指添庄や甚右衛門ニ相渡し候

一同村甚右衛門、南金津古町喜右衛門と高出入下ニ而相済候段々、甚右衛門召連候而舟寄へ参様子申上候、下ニ而相済候故ハ一段之事と何れも被仰候

一田中村九兵衛庄屋代り徳右衛門被仰付被下候様ニと長百生五人頭書付指上候二付、舟寄持参仕様可申上候へハ、九兵衛庄や仕身代つふれ申義ニ候ハ、聞届、徳右衛門義吟味之上先仮庄やニ立置可申由被仰付候

同五日

一東善寺村十右衛門訴状之返答久兵衛仕間敷由ニ而訴状請取不申候二付、右之訴状御指紙共ニ指上候と申庄や甚右衛門方同村五郎兵衛を以申越候二付、久兵衛面談ニ様子聞届可申と申、久兵衛参候様ニと遣五郎兵衛ニはいふ遣し候

一後山茂右衛門・布目彦兵衛・我等共ニ菅野村へ参、し、かはな山之儀子細委敷尋候へハ百姓中申候ハ、何拾年以前の下置候も村中覚不申候、然共山ハ当村之山ニ候へハ六年以前に取上ケ候て、山手銀も□不申山へ立入を不申候、年々山手銀村損ニ仕置候付、今度かり取申候六年前山取上ケ申節、山永代ニ支配可仕証拠有之候ハ、出し候様ニと善兵衛ニ断候へ共、証拠も出シ不申候故かり取候と申二付与頭中吟味被申候ハ、山善兵衛ニ下シ申品村中共ニ

存知不申事二候へハ、凡百年ニ及善兵衛支配仕来り候山を、六年以前ニ善兵衛方ハ山立入候へハ村中ハ大勢罷出、理不尽ニ追払山手銀持参仕候へハ請取不申由、善兵衛義ハ勿論金津大宮彦右衛門（大宮茂富・福井藩金津奉行）様ハ其節与頭茂右衛門方へ御断置被成候二付、村中へも相断夫ハ山立入不申出入□慎体ニ而有之候処、今度俄ニ山をかり申事何共難心得候、ケ様ニ先規ハ持来り候山を理不尽取上ケ申をゐてハ国中ニ其例余多可有事二候へハ、方々のさハきニ成申様ニと御代官様ニも被仰付間敷事之様ニ存候、金津三田村六右衛門殿も何とそ下ニ而事済候様ニと御申候へハ、何とそ噺を入候而五両か三両之金子を善兵衛方へ樽代を相渡、山ハ菅野之支配ニ仕様仕候へかしと申聞候へハ、百姓中□々ニ申候へ共其内ニ半右衛門・久左衛門・弥五右衛門三人として申候ハ、五両三両之金子ニ而山を取申事ニ候ハ、何様ニも相談被成被下候様ニと并三申候（再）

同六日

一菅野村へ東善寺村久兵衛・次郎右衛門参候ニ付、十右衛門相手ニ成不申道理有之候ハ、其義を書付指上可申候、相手と申書付指上候処理不尽ニ返答も仕間敷と申義、我かま、之様ニ聞へ候と色々申聞候へ共返□仕「一由、昨日舟寄参御断申上候と申二付而然ハ御指紙を為持舟寄へ返上為致□□間、其村十右衛門参候様ニ甚右衛門方へはいふ遣し申候間言伝可申と申候へハ、はいふ言伝申事も「一切罷帰候付菅野村ハ配符「久兵衛返

答仕有間敷「紙共ニ返上仕候と「」
一茂右衛門・彦兵衛・我等三人「善兵衛と菅野村」
此出入之儀ハ善兵「出入噺之節ハ色々」共□証
拠ニハ仕間「衆中式三人噺ニ御出」新や宗兵衛
は「谷や市兵衛三人」為酒代金子少菅野村ハ為
出、山ハ菅野之支配ニ仕候様ニ噺申度候、其上善兵衛方ニ山永代
支配可仕証拠有之候ハ、又何様ニも相談可有事と申候へハ、其段
善兵衛可申聞由ニ而退散□候

同七日

一右金津三人之衆被申聞候ハ噺之段々善兵衛方へ申候得共承引不仕、尤□拠之証文有之候へ共焼失仕、其後も慥成証文有之候へ共年久敷事二候へハ持失申候、証文無之候とて数代持来候山を取上ケ申事成間敷候、其上証拠ニも可成証文有之候へ共三田村六右衛門殿へ預ケ置候、見申度との事二候ハ、与頭中六右衛門殿へ罷出候様ニと被申二付、六右衛門殿へ罷出候へハ金子ニ而証被申事出入無之、善兵衛と相對之上ニ候ハ、いか様共構無之候へ共、出入取結申□□先規之持山を金子を取はなし申義、国中之例ニ可成事二候へハ、右之噺ニハ成間敷由ニ候、則善兵衛方ニ取持仕候証文写取候

預り申銀子之事

丁銀合百三拾六匁式分

茂左衛門分
利足共二

右之銀槌ニ預り申処実正也、し、かはな山手銀毎年四拾匁宛御公儀様へ御上ケ被成候銀子ニ御算用仕可申候、此預り銀相済不申内者山手銀御済被成間敷候、我々方御郡様へ銀子指上其方山手銀之手形取相渡し可申候、若未之暮ニ此銀相済不申候ハ、壹ケ年ニ式割宛之加利足を右之山手銀ニ指引仕、相残ル銀子其方様へ相済可申候、自然百姓之内何角と申者御座候ハ、此連判之者共ニ相済可申候、預り仍如件

未二月五日

菅野村庄屋

十右衛門印

少九郎後家印 太右衛門印

仁兵衛印 八右衛門印

作右衛門印 弥五右衛門印

勘十郎印 半右衛門印

善五郎印 茂左衛門印

彦十郎印 三左衛門印

六藏印 次兵衛印

宗兵衛印 少太夫印

加十郎印 七兵衛印

北金津長右衛門様分 長三郎印

旨

預り申銀子之事

銀合百六拾八匁 但本銀也

右之銀槌預り申所実正也、但し、かはな之山手銀毎年四拾匁宛御公儀様へ御上ケ被成候銀子ニ御算用仕可申候、此預り銀相済不申

内ハ山手銀御済被成間敷候、我々方御郡様へ銀子指上其方山手銀之御手形を取相渡し可申候、若寅之暮ニ此銀相済不申候ハ、壹ケ年式割宛之加利足右山手銀ニ指引仕、相残銀子其方様へ相済可申候、自然百姓之内何角と申者御座候ハ、此連判之者共相済可申候、預り仍如件

丑極月廿二日

菅野村庄屋

十右衛門印

長三郎印 太右衛門印

庄九郎印 八右衛門印

彦作印 弥五右衛門印

作右衛門印 半右衛門印

勘十郎印 茂左衛門印

善五郎印 三左衛門印

彦十郎印 次兵衛印

少太夫印

請取申山手銀之事

一其方先季(規)持山し、かはなの山手銀、壹ケ年ニ銀四拾匁宛持山代

銀ニ菅野村へ請取御公儀様へ指上申候、拾八年以前子ノ暮去年辰暮迄、山手銀年々我々慥ニ請取御公儀様へ指上申候、当年巳ノ暮ハ山手銀先季之ことく毎年銀四拾匁つ、村庄屋方へ御渡し可有候、此上ハ跡々之山手銀其外申分無御座候、為後日仍如件

延宝五年

菅野村庄屋

十右衛門印

巳十二月廿五日

弥五兵衛印

右三通之証文写取候

一東善寺村久兵衛来ル十日ニ舟寄へ被召寄候間、我等も十日ニ参候様ニ^(と)御はいふ十右衛門持参仕候、「」出入之嚙相済不申候ニ付六右衛門[□]被仰候ハ、「」村之百生中善兵衛持山ニ[□]無之との「」可申候、若又善兵衛「」共望ニ候ハ、「」様ニ「」

(数行欠損)

「」割付「」菅野村^〆宿々へ罷歸り候

同九日

一御蔵前入用銀与下村々割付御廻状添配符仕、村々庄や印判いたし末々へ届、下関村^〆舟寄御陣屋へ返上仕候様ニと添配符ニ申遣し候

一東善寺村久兵衛御詮議并菅野村山出入、御内意可申上ため舟寄へ参候

同十日

一菅野村庄屋長百姓舟寄へ参山出入之御内意申上、則右三通之証文其上従先規之段々御吟味之上、下ニ而相済し可然由被仰聞候ニ付、十右衛門・弥五右衛門兩人ハ右之山何方之支配ニ仕候共、山手銀四拾匁之割さへ取候へハ山ニ望ハ無之候、然ハ此出入ニ構申間敷由御断申上候、残百生ハ村へ罷歸相談仕、明日返事可申上由ニ而

罷歸り候

一東善寺村庄や甚右衛門・長百生舟寄へ参、今日久兵衛ニ参候様ニと六日・九日・十日三度申付候へ共、不参候由御断申上候付、久兵衛五人与としてめしつれ参候様ニと重而御配符被遣候

同十一日

一東善寺村久兵衛を五人与之者共召連参候付、御配符を相背昨日不参之義段々御せんきの上誤申ニ付、証文ニ久兵衛・五人与・庄や・長百生加判仕、右之段々承届候由ニ而拙者奥判仕候、庄や甚右衛門ハ六日ニあるき番理兵衛を使ニ而申遣、九日二郎右衛門子五郎を使ニ而申遣、十日ニ久兵衛を甚右衛門方へ呼寄直ニ申付候へ共、不参候由口書状指上候付拙者奥判仕指上候

一菅野村庄や長百姓舟寄へ参、右山之出入下ニ而すまし申事成不申候由御断申上候

同十二日

一菅野村之者共ニ被仰聞候ハ、此出入下ニ而相済不申候上ハ江戸公事ニ可成事ニ候間、証文指上候様ニと被仰付候

指上申証文之事

一今度菅野村し、かはな山之義ニ付北金津町平野や善兵衛出入申上候由ニ而、御内意を以段々御吟味之上被仰聞候ハ、他領との出入ニ候へハ江戸御沙汰ニ及候ハ、大分費ニも可成候間、何とぞ下ニ

而相濟候様ニと色々御異見被仰聞候へ共、右之山善兵衛ニ下シ申事不罷成候段慥ニ申上候、然者江戸へ被召寄候とても少も異背申上間敷候御事

一江戸へ被召寄候節参候者ハ庄や半右衛門、其外ハ久左衛門・三郎左衛門・八郎兵衛・清左衛門・甚左衛門・理兵衛・此六人鬪取仕、三人庄や共ニ四人早速罷越可申候、其節何角仕遅参ニをゐてハ何様ニも可被仰付候御事

一右し、かはな山へ此出入落着迄少も村々立入木柴・草等迄かり取申義勿論、外村之者も立入盗取不申候様ニ昼夜番人を付置可申候御事

右之趣少も相違申上間敷候、為後日証文仍如件

元禄八年亥二月十二日

半右衛門印

久左衛門印

三郎左衛門印

清左衛門印

甚左衛門印

理兵衛印

八郎兵衛印

右之趣慥ニ承知仕候、以上

前谷村与頭

次郎左衛門印

一舟寄ニ而御断申上候ハ、私義去冬初而被仰付候故此山出入之事前後不存候へハ、此以後右之出入ニ指而御用無御座候ハ、菅野村之

者斗被召寄、私義ハ御免可被下候、其上向後御廻米御用旁々支へ申候、尤も今日之証文ニハ奥判仕候へ共、此以後諸証文ニ奥判「」御免被下候様ニと申上候へハ、右之趣証文仕「」

(数行欠損)

「」但柱桁小道具等「」指上申事「」無□□仕「」事

一大工之義御目論見大工積り工数多□候共無違儀仕立指上可申事

右樋・材木・鉄物、大工直段付ノニ而落札御請可仕候

一雑丸太寸間入札之通無相違成程直成木を以相渡可申候、勿論少も曲り有之歟、寸間不足御座候ハ、御撥出し可被成候、入札寸間余慶有之程之木を以相渡し可申事

一最上之藤を以相渡可申候、勿論御用ニ立不申候太ふし、こふ短きくすニ成候藤御座候ハ、如何程ニ而も御はね出し可被成事
一□本末直成竹を以相渡可申候、曲竹・古竹・虫喰御座候ハ、御はね出し可被成候事

右雑丸太・藤・竹直段付ノ落札御請可仕事

一落札ニ而急御普請御座候ハ、何時ニ而も材木・杭木等急度出し、御手支無御座様ニ可仕候事

一樋道具・杭木等付届之儀、丹生郡・今立郡・南条郡右白鬼女迄、坂井郡ハ舟道有之所迄、大野郡ハ普請場迄陸付ニ可仕候、但丹生・今立・南条・坂井郡ニ而も舟付之場所ハ道法壺里有之所ハ

御百姓役ニ御取可被下候、遠方之村者普請場を老里此方迄ハ相届可申事

一代銀請取之義ハ樋・杭木・藤・竹渡次第代銀御積り御渡し可被下候事

右定書之通少も相違仕間敷候間、落札御座候ハ、可被仰付候、慥成請人相立御請可仕候、依之敷金五拾両相添入札仕候、御証文相究時分迄御留置可被成候、以上

元禄八年亥二月

何所何屋

札主誰印

(五味豊法・舟寄代官)
五味小左衛門様
(古郡年明・鱈江代官)
古郡文右衛門様
(稲葉勝行・石田代官)
稲葉平右衛門様

右御手代衆中

覚

一入札当月廿日迄之内舟寄五味小左衛門陣屋迄持参可申候事

一相札有之候ハ、鬭取可申付事

一札開候義者望之者寄置現開可致事

右之通相心得札可被致持参候者也

亥二月

高木茂太夫

小野条右衛門

山田勘介

川原彦左衛門

入札之事

一雜丸太長弍間半末口四寸、壺本二付代銀

一同 長同末口三寸、壺本二付代銀

一同 長同末口弍寸五分、壺本二付代銀

○同 長同末口弍寸、壺本二付代銀

○同 長同末口壺寸五分、壺本二付代銀

一同 長同末口壺寸、壺本二付代銀

一雜丸太長弍間末口三寸、壺本二付代銀

一同 長同末口弍寸五分、壺本二付代銀

一同 長同末口弍寸、壺本二付代銀

○同 長同末口壺寸五分、壺本二付代銀

一同 長同末口壺寸、壺本二付代銀

一雜丸太長九尺末口三寸、壺本二付代銀

一同 長同末口弍寸五分、壺本代銀

一同 長同末口弍寸、壺本代銀

一同 長同末口壺寸五分、壺本代銀

一同 長同末口壺寸、壺本二付代銀

一雜丸太長壺間末口三寸、壺本二付代銀

一同 長壺間末口弍寸五分、壺本二付代銀

一同 長同末口弍寸、壺本二付代銀

(数行欠損)

五味小左衛門様

古郡文右衛門様

稲葉平右衛門様

右御手代衆中

ノ

入札之事

一〇^(横力)卷尺六面才壹切ニ付代銀^(マ、)

鉄目壹貫匁ニ付代銀

大工飯米・作料共ニ壹人ニ付

代銀合

右之通定書を以入札仕候間、落札ニ御座候ハ、被仰付可被下候、

以上

元禄八年亥二月

何所何や
札主誰印

五味小左衛門様

古郡文右衛門様

稲葉平右衛門様

右御手代衆中

ノ

井堰川除入樋万々御普請入用物之書付三通指越候、望申者有之候ハ、為致入札可被指越候、以上

二月十二日

山田勘介印

与頭中

右書付共望者無之候ハ、返し可被申候、以上

同十三日

一右入札之義村々へ申触候

一菅野村と平野屋善兵衛山出入之義下ニ而相済不申候ニ付、其段三

田村六右衛門殿へ御断申達候

指上申口書之事

一青野木村彦兵衛妹いと、申女、拾七八年以前ニ宮谷村九郎介妻ニ成罷有候処、近年身代不□成候付夫九郎助者福居ニ奉公仕罷有候、女いとハ去々年ハ南金津五十郎方ニ奉公仕罷有候処、右之いと五十郎所ハ不斗罷出候由ニ而尋ニ参候故、青野木・宮谷両村之内吟味仕候得共居不申候ニ付、いと兄弟共金津へ罷越様子相尋候へハ、いと常々寢所ハ二階ニふせり□□処、当十二日之明七ツ時分、未家之内何れもおき不申候内ニ寢所之内ハ外ニ喚り候、相言^(葉力)□之様ニ三声答候而ゆまき帯をも不仕帯之着物斗ニ而裏口ハ罷出候付、家内共ニ不審ニ存候付、追付罷出喚り候へ共行方知不申候□夫ハ方々相尋候へ共知不申候由、五十郎方ニ□候ニ付青野木・宮谷両村之者共方々一門□□人之方を相尋候へ共行方知不申候、女之□□御座候へハ何様之僻事可有御座も不□□存候故先御御断申上候、以上

青野木村庄や

甚右衛門印

同長百生

九郎兵衛印

いと兄

仁左衛門印

元禄八年亥二月十三日

宮谷村庄や
義兵衛印

右之女年三拾四、せい中、面ひらかほ、目細く、えくほ有
木綿着物式ツ、内壺ツハ紫、裏白く壺ツハ吉岡五所、紋ともへ、
かのこ「」 「松の落葉(裏浅黄)うらあさき」 「」

(数行欠損)

舟寄へ遣し候、菅野村「」 「兵衛方へ指上候書付返答被仰付
候由、青野木村庄屋長百生被召連、彦兵衛妹いと行方知不申候ニ
付重而口書御取被成候由、則舟寄へ直ニ被召寄候

同十六日

□権右衛門舟寄へ罷帰候

同十七日

□蔵前入用銀十六日切ニ相済候哉、又御廻米之□□同半米与下壺所
ニ此方ニ而詔申義配符出し申候

□菅野村出入之儀ニ付中川村人足ニ而舟寄へ□状遣し候

□菅野村返答為致惣百生不殘召連廿日ニ舟寄へ参候様ニと勘介様へ
御配符被遣候

御配符被遣候

□青野村彦兵衛妹いと、申女、南金津五十郎方ニ奉公仕罷有候処、
(木脱)

当十二日之明不斗罷出行方知不申候間、与下村々ニ罷有候か□尋
候様ニと与頭中へ御配符被遣候

同十八日

一昨日之御配符之通菅野村へはいふ遣し候
一同青野木村彦兵衛妹いと御尋之事配符遣し候、与下村々へ

同十九日

一菅野村へ返答廿日出来不申由断ニ参候ニ付、其儀ニ候ハ、舟寄へ
庄屋長百生参断申上候様ニと申遣候

同廿日

一吉崎浦ニ女死骸流寄有之由、金津大宮彦右衛門様へ御□□二候、若
(大宮茂富・福井藩金津奉行)

青野木村彦兵衛妹之死骸ニ有之候も知申不候間、彦兵衛吉崎へ遣
し見せ候様ニと舟寄へ廿日之夜八ツ時分ニ直ニ被遣候付、青野木
庄屋甚右衛門・彦兵衛共ニ参候様ニと同時ニ配符遣し候

同廿一日

一青野木村甚右衛門・彦兵衛参候ニ付右之様子申渡、則南金津五十
郎方へ参吉崎之様子相尋候而、夫へ急々吉崎へ参候而右女之死骸
見分いたし候様ニと申付候故五十郎方へ参候へハ、則三田村六右
衛門殿へ五十郎様子申上候由ニ而、南金津庄屋善右衛門御指添候
而甚右衛門并彦兵衛共ニ吉崎へ参、川流死骸見分仕候得共彦兵衛
妹之死骸ニ而無之候ニ付、罷帰六右衛門殿へも其通申上候へハ、
左様ニ候ハ、早速舟寄へ申上、早々金津へ御返事有之様ニ仕□□

□様ニと六右衛門殿の御状参候ニ付、彦兵衛甚右衛門ニ□書(口カ)為致候

指上申口書之事

「」いと、申女南金津五十郎方ニ奉公仕罷有候処、□十二(当カ)日之朝五十郎方ふと罷出行方無御座候付、口書を以御断申上候处在々不残御尋被為成被下候処、吉崎浦湖水之渚ニ女之死骸流寄有之ニ付、金津大宮彦右衛門様(大宮茂富・福井藩金津奉行)の舟寄村御役所へ御断被為成候由、若私妹之死骸ニ而有之候歟見分仕候様ニと被仰付候ニ付、則彦右衛門様を南金津庄屋善右衛門御指添被遊、私并青野木村庄屋甚右衛門共ニ吉崎浦へ罷越右之死骸相改見申候処、尤古キ死骸ニ而首も無御座其外手足もくさり損候へ共、惣形之躰私妹いと死骸ニ而ハ無之候目印慥ニ御座候、此上ハ右之死骸何様ニ被仰付候共私構少も無御座候、ケ様ニ被為入御念御吟味之段難有奉存候、為後日口書仍如件

青野木村いと兄

彦兵衛印

同庄や

元禄八年亥二月廿一日

甚右衛門印

同廿二日

一右青野木村彦「」紙右女死骸「」

(数行欠損)

「」年々御年「」ニ麦壹斗米「」右書付返答

「」右衛門相手ニ而無之由「」条々久兵衛口書拙者

并東善寺村庄や長百生奥判之証□御取被成、扨此出入ハ追付小左(五味)豐法(舟寄代官)衛門様御上り被遊候而御聞可被成候、久兵衛義者当十日ニ御配符を背申過ニ而籠舎被仰付候、菅野村十右衛門・弥五右衛門今度之山出入ニ除申由之証文いたし候付指上申候、扨山出入之事、何とそ□味仕下ニ而相済申様ニと御はいふ被遣候付、□野村庄や長百生参候様ニとはいふ遣し候へ共□参候(不)

同廿四日

□々庄屋中呼寄候而御廻米訛申事御法度□仰付候、然共米持不申候者買立申候か悪米□米ニいたし候て、則其所ニ而米拵表拵□□

別ニ候間、其心得可有由申渡候「」ニ長百生めしつれ参候様ニと「」不参候

□「」生類「」れミの犬「」子犬杯川へ捨

「」様成義ハ有間敷候得共、若左様之義仕者有之、隠置

「」急度曲事ニ可申付候間、堅相守候様ニ召仕之者等迄も

念を入可被申付候

一惣而珍敷魚類其外生類等見付候共、不致商売其所之支配方へ申達得指図可申□

右之趣御代官所中急度可申付候、以上

亥二月七日

(諸星忠直・勘定吟味役)

諸星伝左衛門

(萩原重秀・勘定奉行)

萩原彦次郎

(井戸良弘・勘定奉行)

井戸志摩守

(稻生正照・勘定奉行)
稻生下野守
(松平重良・勘定奉行)
松平美濃守

御書付之通村々急度相守可申候、以上

元禄八年亥二月

(五味豊法・舟寄代官)
五小左衛門

右之通拝見奉畏候、召仕等二至迄「」せ堅相守可申候、若
違背仕候ハ、「」曲事二も可被仰付候、為後「」指
上申候、仍如件

元禄八年亥二月

何組
何村庄□(屋)

□(誰)
□(印)

同長百生

誰印

御代官様

右之「」申候

(数行欠損)

二月廿四日

山田勘介印
川原「(彦左衛門)」

与頭中

同廿五日

一金津へ参候二付、大文字屋源介方二而菅野山出入之事嘶候而罷帰
候

一菅野村長百生共二御用有之二付、廿三日を参候様二とはいふ遣し

候処、不参候二付庄や半右衛門方へ参様子相尋候へハ、庄や其他
行仕候二付昨日呼二遣し候へ共、不罷帰候二付今日ハ半右衛門呼
二参候間、今晚ハ罷帰可申□□(候間)帰り次第何れも可参「」